

○厚生労働省訓第10号

(部内一般)

厚生労働省所管会計事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月29日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省所管会計事務取扱規程の一部を改正する訓令  
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。